

令和3年 第5回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年5月18日(火)

会 場 南会津町舘岩総合支所

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月18日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町舘岩総合支所2階 中会議室
- 3 出席した委員

農業委員 6名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信		
		5番	平野 恒二		
		8番	芳賀 美紀		
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 4名

田島1区	渡部 昭雄	田島5区	湯田 孝義	南郷1区	五十嵐 和
南郷3区	目黒久一郎				

- 4 欠席した委員

農業委員 5名

3番	湯田 義三	4番	湯田 重行	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	9番	山内 敬		

農地利用最適化推進委員 4名

田島2区	星 又エ門	田島3区	星 仁	田島7区	浅沼 誠治
伊南1区	森 哲男				

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 報告第1号 会務報告について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第6号 農地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第7号 耕作放棄地の非農地判断について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、暫時私が議長を務めさせていただきます。それでは、只今 から議事に入ります。日程第1「欠席委員の報告について」であります が、会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員 は、3番、湯田義三委員、4番、湯田重行委員、6番、塩生隆晴委員、 7番、渡部一男委員、9番、山内敬委員であります。本日の出席委員は 6名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による 過半数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利 用最適化推進委員に出席を求めたところ、4名出席していただいております。
議 長	続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります が、会議規則第20条第2項の規定により、10番、室井文一委員、1番、 馬場崇裕委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への 署名をお願いいたします。
議 長	続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい たします。事務局から報告してください。
事務局	(事務局長 議案書により報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がございましたら お願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可 申請について」を議題といたします。事件番号1について、地区担当調 査員の伊南第1区、森哲男推進委員が欠席ですので、事務局から説明を お願いいたします。
事務局	(事務局長補佐) 委員のほうから調査結果をお預かりしていますので報 告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在地等につきまして は、議案書記載のとおり3ページの事件番号1をご参照いただければと 思います。5月16日に譲渡人、譲受人双方に電話にて調査をしたとのこ とでした。調査内容は、申請の理由と農地法第3条の許可の要件につい てでございます。 申請の理由ですが、譲渡人は***に在住しておりまして、議案書に 住所書いてございますけれども、今年4月に実家を処分したそうです。 実家を処分しまして、農業を廃止するということで申請地を10a 当たり

△△△△円の額で売り渡しまして、譲受人は、認定農業者ということもございまして、経営規模拡大の為買い受けて耕作管理するということでございます。農地法3条の許可の要件ですけども、1点目、下限面積要件ですけども、申請地は□□□□㎡の地目が畑、こちらは農用地区域外の農地になっていきますので、下限面積は0.01a、1㎡となっております。譲受人の耕作面積ですけども、田が、□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡ということですので、下限面積については全く問題がないとのことでございました。2点目、必要な農作業に従事できる農作業常時従事要件でございますけれども、譲渡人の世帯合計で400日間ほど従事されるとのことでしたので、年間150日が目安となっている農作業の常時従事要件は、問題がないとのことでございました。地域との調和要件でございますけれども、譲受人、認定農業者でございますので申請地、畑になってございますけれども、申請地の周囲、借りているそうなんです、そちらが水田という関係で、畑の部分を水田にして耕作管理するというような要件でございます。認定農家でございますので周辺農地に影響を与えるような営農はしないとのことで、大丈夫であると考察されるとのことでもございました。4点目、農地のすべてを効率的に耕作する、全部効率利用要件でございますけれども、譲受人はトラクターを始めとしまして多数の大農機具保有しておりますので、こちら問題ないとのことでございます。最後、農地所有適格法人の件なんですけれども、譲受人は法人ではなく、個人ですので、こちらの方も問題ないとのことでございました。以上の調査結果から許可が相当とのことでございますので審議の方をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原
案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2及び3についてであります、〇〇〇〇が申請人とな
っている案件であります。農業委員会等に関する法律第31条に規定
される議事参与の制限により、私は審議が終了するまで退席いたします。
この審議の議事進行を会議規則第5条第2項の規定により、会長職務代
理の室井文一委員にお願いすることといたします。

(会長退席 退席後 再開)

職務代理	それでは議事を再開いたします。議案第1号の事件番号2及び3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第3区、目黒久一郎推進委員から調査結果の説明をお願いします。譲渡人、譲受人、所在地、面積等についてはここに記載のとおりでございます。
南郷 3	(目黒久一郎) 議長。番号2と3について、調査結果を説明いたします。5月4日の日に電話で確認。事務局で事前に審査していただいた結果に相違ないかの確認をいたしました。譲渡人は、兼業農家ということで経営規模縮小したいと。譲受人は、経営規模拡大という趣旨で無償による所有権移転ということになっております。譲受人は〇〇〇〇ということで経営規模とか経営内容等、問題ないということで、事務局の審査内容のとおりなので私としては許可妥当だと思います。以上です。
職務代理	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
職務代理	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2及び3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
職務代理	(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号2及び3については、原案のとおり決定いたしました。ここで会長の入室を許可します。 (会長 入室 着席後)
職務代理	会長、議案第1号の事件番号2及び3の案件は、原案のとおり許可することに決定いたしましたので、お知らせいたします。 (議長交代)
議 長	それでは、交代いたします。 次に、事件番号4から7を議題といたします。地区担当調査員の田島第5区、湯田孝義推進委員がまだこられていないので、大丈夫かな？事務局。
事務局	はい、事務局の八木沢です。委員のほうから調査結果としてお預かりしていますが、電話連絡がございまして、「間に合わなかったらこの内容で報告してくれ。」といただいておりますので報告させていただきます。 譲渡人、譲受人、土地の所在地等につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、ご参照いただければと思います。調査の日ですけれども、5月2日に譲渡人、譲受人、双方に聞き取り調査をしたとのこと

でした。申請理由ですけれども、譲渡人は高齢となったものですから経営を縮小するために、農地4筆こちらを△△△△円、10a 当たり△△△△円の額で売り渡しまして、譲受人は、経営規模を拡大するために買い受けて耕作管理をするという内容でございます。農地法3条の許可の要件ですけれども、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地4筆は、全て農振農用地区内の農地であります。このため、下限面積は30aになりますけれども、譲受人の耕作面積は□□□□a に迫る経営面積でございますので問題は全くないとのことでございました。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、申請書の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で200日ほど農作業に従事されるという内容でございました。年間150日が目安となっておりますのでこちらの要件につきましても問題はなかったとのことでございました。3点目、地域との調和要件でございますけれども、申請地には、野菜を作付けするというような予定でありました。譲受人、認定農家でありますので申請地の周囲に影響を与えるような営農はされないと思われるとのことで、問題ないと考察されるとのことでございました。4点目、農地のすべてを効率的に耕作する、全部効率利用要件でございますけれども、こちらは、譲受人、トラクター5台を始めとしまして、多数の大農機具を保有しておりまして経営農地の効率的な営農に問題ないと考察されるとのことでした。最後、法人の件なんですけれども、こちら譲受人は法人ではなく、個人ですのでこちらのところも問題はないとのことでした。以上の調査をしました結果から許可が相当とのことでございますので審議の方をよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案についてご質疑ございませんか。

(田島第5区、湯田孝義推進委員 入室 着席)

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号4から7について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、事件番号4から7については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号8を議題といたします。地区担当調査員の田島第2区、星又エ門推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の八木沢です。委員のほうから調査結果お預かりしておりますので報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在地等につきましては、議案書記載のとおり4ページの事件番号8番の方をご参照いただければと思います。調査の日ですが、5月2日、譲渡人と面談をいたしまして調査を行ったとのことでした。調査をした内容は、申請の理由と農地法第3条の許可の要件ということでございました。まず、申請の理由ですが、譲渡人が相手方の要望として10a当たり△△△△円で売り渡しまして、譲受人は、買い受けて家庭菜園として耕作管理するという内容のものです。譲受人の住所が***となっておりますが、譲受人は、今回後で出てきますけど転用の許可の申請もしてまして、子どもたちの進学等に合わせ***に転居いたしまして、転居先となる住居地、隣接しているこちらを家庭菜園として耕作管理するという内容なことでございました。その位置関係につきましては、資料の5、農地法第5条の資料になりますが、資料5の方を見ていただくと解りやすいと思いました。資料見ていただくと5条の案件ですから申請地が***と出てますけど、3条の方は***と出てまして、隣接するような場所になっております。転用地の隣接する農地を買い受けるものでございます。次に、農地法3条の許可の要件の状況なんですけども、申請地は農用地区域外の農地になっておりまして、下限面積要件は0.01a、1㎡ということになっております。譲受人の耕作面積は、こちらに居ないので0になっておりますけども、申請地の面積、こちらが□□□□㎡と下限面積を超えていますので問題はないとのことでした。2点目、必要な農作業に常時従事できる農作業常時従事要件でございますけれども、申請の内容を聞き取りしたところ、世帯合計で150日ほど農作業に従事されるとのことでしたので、年間150日が目安となりますのでこちらも問題はなかったとのことでした。地域との調和要件でありますけれども、申請地には、家庭菜園で広く野菜等を作付けするというものであったということです。申請地は、周囲が宅地に囲まれてた場所であるため、他の農地に直接隣接はしないので、営農そのものがほかの農地に影響を与えることはないだろうとのことでした。申請地は、3年前までアスパラ畑だったので家庭菜園をするには最適で、楽しく耕作できるだろうという話でありました。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件でございますけれども、今のところ大農機具は持っていないのですが、今後耕運機を借りて耕作されるようなことを計画してるそうです。面積も約□□□□㎡と小さいもので、耕作に影響はないだろう、人力でも無理はないだろうと話してありました。最後、法人の要件なんですけれども、こちら法人ではなくて個人ですので、こちらの方も問題ないとのことでした。以上の調査をしました結果から許可が相当であるとの報告ですので審議をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号8について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号8については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	(渡部昭雄) 5月11日に●●●●さんの自宅にお伺いいたしまして事情を聴きました。現地の方にも行って確認もしてまいりました。場所は、▼▼▼▼から入った道なんです、途中から***、***、その三角地帯です。地目は畑なんです、面積□□□□㎡。昨年の10月の総会で農地転用の許可が下りまして、当初、資材置き場、雪捨て場を計画していたんですが、自宅にある倉庫が非常に古くなって危ないということで、こちらに倉庫を建てたいという変更が上がってまいりました。倉庫の面積なんです、だいたい□□□□㎡になっております。周りには農地とか一切ございませんので、農業には影響は出ないと思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第2区、星又エ門推進委員が欠席ですので事務局のほうからお願いいたします。

事務局の八木沢です。委員から調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。申請人、申請地等につきましては、議案書8ページ、事件番号1番に記載ございますのでそちらをご参照いただければと思います。資料につきましては、資料1となります。調査ですけれども、5月2日に調査をしたとのことです。調査した内容は、農地法第4条の許可要件ということでございます。申請理由ですけれども、議案書に記載のとおりなんですが、保有車両が増加し自宅の敷地内に駐車することができなくなりましたので、自宅の近くに隣接します申請地が利便性や面積が最適ということで選定しまして、農地法第4条の申請をしたとのことです。申請地につきましては、車庫とか雪押し場とか、駐車場用地に利用される内容になっております。次に、転用に関する各項目の基準なんですが、立地基準、農地の区分ということなんですけれども、申請地は、***地区の10haを超えるような大きな農地の団地に属するような農地と考えられますので、第1種農地と判断できると思います。第1種農地につきましては、一部の例外を除きまして転用の許可はされないということになっています。申請地なんですが、今回は、住宅の機能、駐車場であるとか、雪捨て場であるとか、そういったものを設置するために、住宅に隣接する農地を「滲み出し」という言葉を使いますが、紙に水を垂らすと水が広がる。滲んで広がっていくといった形で転用地が広がる。滲み出し的に転用するものでありますので、集落接続事業が認められまして、第1種農地であっても例外として許可が可能となるような内容であります。転用に必要な資力につきましては、申請書に添付されていました通帳の写しを見ましたところ、事業費を上回る額を確認できたということで問題はないとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、こちらは登記簿にも権利の設定はありませんし、農地の貸し借りもありませんので特に問題ないとのことでした。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということでございますが、●●●●さんですが、車をたくさん持っておられまして、カーマニアということで自宅のほうに車が置けないということで、すぐにも駐車場、車庫を作らないとどうしようもない状態で、問題なくすぐに転用事業になると期待されるとのことでした。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかとのことですが、こちら問題はないとのことでした。転用の面積が妥当かということですが、車庫、雪押し場、駐車場、こういったものを設置するにあたって、□□□□㎡は過大な面積ではないだろうとのことでした。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますが、雨水につきましては、地下へ浸透させる形で処理をされるということでした。他に流出しないようにL型のコンクリート擁壁を作りまして流出を防止するようなことを講じる計画だそうです。農地の分断もありませんし、日照問題も特に問題はないだろうということで、調査をした結果、許可が相当であるという報告でありますので、審議をよろしく願いいたします。

議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 農地法第5条の規定による許可 申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が 欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事務局の八木沢です。委員のほうから調査結果をお預かりしています ので報告させていただきます。譲渡人、譲受人、今回設定人、被設定人 となりますが、農地等の場所につきましては、議案書記載のとおりとな っておりますので、議案書10ページ、事件番号1番の方をご参照いただ ければと思います。資料につきましては、資料3になります。調査です けれども、5月11日に調査を行ったとのことでした。調査をした 内容につきましては、農地法第5条の許可要件ということでございま す。申請理由ですけれども、被設定人、譲受人に近い形ではありますが、 被設定人ということになりますが、国道***号線、***バイパス。 こちらを受注したことによって、仮設現場事務所、資材置き場が必要と なりまして、位置や面積が最適である申請地を選択したというものにな ります。なお、今回の申請と全く同一内容の案件が、平成30年8月23 日付けで申請し、9月の総会で審議されたような経過がありますのでお 知らせいたします。今回の申請ですけれども、工事の期間は許可の日か ら令和4年2月14日まで、この9か月間を予定しておりまして、工事終 了後は、仮設物、資材、表面の敷砂利、表土等を撤去して農地を復旧す る一時転用の申請となっております。 次に、転用に関しまして、基準の調査結果をご報告させていただきます。 立地基準ですけれども、こちらの農地の区分ですが、申請地は、一 般的に青地と呼ばれている農用地区域内の農地になっております。農振 農用地になっていきますので、一部の例外を除きまして原則転用が許可さ れないところであります。今回の申請は、今ほど申し上げたとおり、一 時転用、最終的に農地に復旧するような3年以内の工期、事業期間内に 最終的に農地に復旧するという内容なので、一時転用も認められ、農振 農用地区域内の農地でも許可が可能となるというものです。一般基準の

状況ですけれども、転用に必要な資力があるのかですけれども、申請書に添付されていた通帳の写しを確認いたしました。事業費△△△△円ですが、こちらを上回る残額が確認できましたので問題はないとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、登記簿に抵当権などの設定はありません。また、農地の貸し借りもありませんでしたので、こちらも問題ないとのことでした。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということでございますが、受注事業でございますので、工期の定めもありますから、受注後すぐにでも事業を遂行しないといけないということなので、許可が出ればすぐにでも転用事業が遂行されることが見込まれるということでした。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、問題ないとのことでした。5点目、転用の面積が妥当かということですが、仮設の現場事務所、資材置き場として□□□□㎡は過大な面積ではないだろうということでした。6点目、周辺農地の営農に影響を与える恐れがないかということでございますが、雨水は地下へ自然浸透させるような予定であります。取水・排水は利用しないので発生せず、問題ないとのことでした。農地の分断はありませんし、日照につきましては、影響のない位置に事務所を設置するような計画で問題はないというようなことでした。

以上調査をした結果、許可が相当であるという報告でありますので、審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第7区、浅沼誠治推進委員が欠席ですので、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

事務局の八木沢です。委員のほうから調査結果、お預かりしていますので報告をさせていただきます。申請人、申請地等につきましては、議案書10ページ、事件番号2番の方をご参照いただければと思います。資料は、資料4になります。調査ですが、5月3日に調査を行ったとのことでした。調査をした内容につきましては、農地法第5条の許

可要件ということになります。申請理由ですけれども、議案書記載のとおりですが、母屋を新築いたしまして、その際に小屋を解体する必要があったため、それまで小屋に入っていた除雪機や道具類を今まで使用していた車庫に保管することになりまして、駐車スペースが不足したために、車庫等の用地を確保するため、位置や面積が最適な宅地に隣接する申請地を選択したということでした。

次に、転用に関する基準の各項目の調査結果についてご報告させていただきます。立地基準ですけれども、こちらの農地の区分ですけれども、申請地は、***地区から***、大変広大な地区ですからこちらにつながる数十ヘクタールの農地の団地に属するような農地であると考えられますので、第1種農地と考えられます。こちらは、第1種農地ですので一部の例外を除きまして原則転用は許可になりません。申請地は、母屋の機能、倉庫を拡張するために居宅に隣接する農地を先ほど申しましたような滲み出し、外側に広がっていくような農地の中に宅地が広がっていくような転用をするもので、集落接続事業というものが適用されます。集落接続事業ですので、第1種農地であっても許可が可能となります。

次に一般基準の状況ですけれども、1点目、転用に必要な資力があるか、予算を持っているかなんですけれど、申請書に添付されていた通帳の写しを確認したところ、事業費の△△△△円、こちらを上回る残高が確認できたということで問題はないとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、こちらでも登記簿を確認したところ、抵当権などの設定もなく問題はないと、農地の貸し借りもないとのことなので問題はないとのことでありました。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということでございますけれども、有利な価格で発注できる見積もりの有効期限がありまして、許可後すぐにでも着工したいと話があったとのことでした。事務局の方にも、本人が急いでいるので許可が出たら許可書を郵送せずに携帯に連絡を下さい。すぐにでも取りに行きますとの話がありました。こういったこともありまして、すぐに着工することは間違いないだろうとのことでした。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、こちらは、他の法令のからみもありませんので問題ないとのことでした。5点目、転用の面積が適当かということですが、□□□□㎡は過大な面積ではないだろうということでした。6点目、周辺の農地の営農に影響を与える恐れがないかということでございますが、雨水は、地下へ浸透させるような計画でした。取水・排水は発生、利用しないので問題はございません。周辺は、ほとんど宅地になっておりまして農地がないような状態でございます。そういった状態ですので農地の分断はありませんし、日照の問題もないとのことでした。以上調査をしました結果、許可が相当であるという報告でございますので、審議をお願いいたします。

議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第2区、星又エ門推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長補佐) 調査報告の前に皆さんのお手元のほうに議案第4号の5条申請についての1枚、別紙の物をつけておいたんですが、これは、事件番号3の申請事由が誤っていました。また、渡部昭雄委員の方から、譲渡人ではなく譲受人ですよね。という確認がございまして、譲渡人を譲受人と読み替えてご参照いただきたいと思います。 申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりとなっておりますのでこちらをご参照いただければと思います。5月2日に調査を行ったとのことでした。調査をした内容ですけれども、農地法第5条の許可要件ということになります。申請理由ですが、議案書の差替えの方の譲渡人と書いてありますが、譲受人でありますのでこちらに読み替えてください。譲受人は、現在***に居住しておりますが、勤務地は***でありまして、子どもたちの通園、通学の理由上からも***に住宅を新築することになったとのことでした。申請地は、町の中心部や▼▼▼▼、実家にも近かったもので、さらに町道にも面しており、位置、土地の形もいいということもありまして、最適ということで判断し選定したとのことでありました。転用に関する基準の各項目の調査結果の状況ですけれども、立地基準・農地の区分、申請地は、***地区の10haを超えるような大きな農地に属するような団地と考えることができるかと思います。10haを超えるような農地ということで、第1種農地の判断になろうかと思います。第1種農地につきましては、先ほど前の2件の案件で申し上げたとおり、一部の例外を除きまして転用の許可がされないものでございます。申請地は、周辺の付近の集落に隣接してまして、同じ理由になってしまいましたが、滲み出し的に農地転用しようとするもので、集落接続事業と考えられますので、第1種農地としても例外的に許可が可能となるような内容となっております。次に一般基準の状況ということですが、1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、申請書に添付されておりました通帳の写しと住宅ローンの事前審査の内容を確認したそうですが、事業費の△△△△円、こちらを十

分上回る金額が確認できたということで、問題はなかったとのことでした。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、登記簿の方には抵当権などの設定がございませんでしたので問題はなかったとのことでした。農地の貸し借りもなかったとのことでしたので問題ありませんでした。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということでございますけれども、計画も具体的に進んでおりますので、許可後事業をすぐに実施するということが見込まれるとのことでした。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、他の法令の関係はございませんので問題はないとのことでございます。5点目、転用面積が妥当かということですが、一般住宅用地の上限があるんですが、500 m²とされておりまして、□□□□m²と、500 m²を超えておりませんので、過大な面積ではなく特に問題はないとのことでした。雨水につきましては、周囲に流出しないように砂利を用いて土地を造成いたしまして、地下へ浸透させるような計画となっております。取水は、町の上水道に接続いたしまして、排水は合併浄化槽を設置いたしまして、排水路の流出させるような計画で問題はないとのことでした。農地の分断はありませんし、日照については、北側の農地に建築するとのことでしたので問題はないとのことでした。以上調査をしました結果、許可が相当であるという報告でございましたので、審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第8「議案第5号 現況確認証明申請について」を
議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第1区、五十嵐和推進委員
から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷 1

(五十嵐和) 議長。5月11日ですが、●●●●さんに電話で調査をいた
しました。調査した内容は、現況確認証明の許可の条件4つについてで
あります。1点目、山林原野化、あるいは住宅化し農地に復元すること
が著しく困難な土地であることについてであります。昭和47年12月

に自宅を新築した際、出入り口が農地である申請地しかなかったことからやむを得ず出入り口として利用し、現在まで継続利用してきております。申請地を含めまして、住宅地として一体的に利用されている用地は傾斜地であることから、崩落防止の為にコンクリート擁壁が設置されております。申請地は、地盤安定の為に、その擁壁がコンクリート打設されていることから、農地への復旧は、住宅の崩落を招くことになるため不可能な状態と考察されました。2点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、申請地は、過去に農地転用の許可を受けた経過や、無断転用の状態にあることを行政から指摘された経緯もありませんので問題はない状況でした。3点目、農用地区域内の土地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたら、申請地は、農用地区域内の土地ではないとのことですので、問題はありません。最後4点目、非農地してから20年以上その状態が継続していることという点につきましては、非農地化した経過の書類はありませんでした。申請地の課税状況を事務局に確認していただきました。その結果、データの保存関係から昭和63年以降の内容しか確認できませんでしたが、申請地は、昭和63年度には宅地として課税されており、現在までそれが継続しております。40年以上宅地として課税されておりますので農地として利用されていなかったのは明らかです。以上の調査結果、証明が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。

議長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議長

続きまして、日程第9「議案第6号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の星です。私のほうから議案第6号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書の14ページ、利用権設定内訳5月分をご覧ください。筆数、面積を再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が73筆、□□□□㎡、畑、41筆、□□□□㎡でした。新規につきましては、田が15筆の□□□□㎡、畑が4筆、□□□□

m²でした。再設定と新規合わせて、田が 88 筆、□□□□m²、畑、45 筆、□□□□m²となりまして、合計が 133 筆、□□□□m²となります。15 ページからは利用権設定の一覧になります。なお、一部訂正がございます。17 ページの番号 45 番の貸付人、●●●●さんなのですが、漢字が間違っておりまして●●●●さんの「●」という漢字は、正しくは***の「●」という字になります。修正をお願いいたします。

●●●●です。●●●●さんの「●」という字が「●」という字になります。修正をお願いいたします。使用貸借権の設定につきましては、***地域の***、***、***、***地区、***地域の***地区において設定がございますが、こちらにつきましては、農地を荒らさないで管理してもらえらるなら。と貸付人の意向によるものでございます、以上で説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 6 号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第 10「議案第 7 号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局

今年の 4 月から異動によりまして***の担当になりました馬場です。農業委員会事務局には 2 年間在籍しまして、その間、委員の皆様にはいろいろご指導いただき、お世話になりました。今後も支所の担当として引き続きお世話になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本題へ戻りまして、議案第 7 号、耕作放棄地の非農地判断についてご説明いたします。議案書のほうは、22 ページから 24 ページとなっております。資料の方は資料 7 をご覧ください。今回、非農地の現地調査を実施したのは、***の***地区でございます。調査した委員につきましては、議案書の 23 ページの右側に記載されてございますが農業委員からは、星利信委員、推進委員からは、齋藤融委員、大山憲三委員、芳賀敏委員の計 4 名が出席しております。事務局からは、館岩支所の私、馬場と本庁事務局から八木沢補佐と星主査にも出席していただいております。非農地判断の取扱い要領を見ますと、現地調査は、委員が 2 名以上、事務局が 1 名以上で実施するという決まりになってお

りますので、今回の非農地判断につきましては、有効なものとなっております。現地調査の概要でございますが、筆ごとの内容につきましては、議案書の 23 ページから 24 ページのとおりとなっております。合計が 34 筆、面積の合計が、□□□□㎡となります。今回調査した 34 筆、全て地目が元は畑であったということで、貸借等もなく B 分類の判断につきましては、全て、2019 年の農地パトロールにおいて判断されたものということであります。調査日につきましては、令和 3 年 4 月 22 日に調査を行いまして、その結果、荒廃等の状態につきましては、内訳で申しますと、原野が 4 筆で面積が□□□□㎡、山林が 30 筆で面積が□□□□㎡となっております。現地調査した場所ですが、資料の 7 のほうを見ていただきたいんですが、表紙を 1 枚めくっていただきまして、航空写真になっておりますが、右側のこの農地に挟まれた形になっている集落、ここが***集落となっております。左側の上のほうにある集落、これが***集落となっております、今回は、***集落と***集落に挟まれた形の赤丸で丸を付けている箇所、ここが今回現地調査した場所になっております。これをさらに詳しく見た図面が、次の 2 ページになっておりまして、ちょうどこの真ん中当たりが森林化している集落箇所、ここが今回調査して箇所になります。、続きまして、3 ページを見ていただきたいんですが、これが、調査した筆ごとに確認できる図面となっております、赤く塗られている箇所が今回の対象区域となっております。続きまして、調査の方法ですが、次の 4 ページを見ていただきたいんですが、非農地判断現地図及び写真撮影方向図ということで、白色で囲みである農地、これが、先ほど 3 ページで見ました箇所図になっておりまして、赤い矢印がいくつか入っておりまして、赤い矢印がある箇所が、現地を確認した場所と写真を撮影した方向だと見ていただければと思います。図の右側の赤い矢印が二又になっており、ここを起点としまして、ちょうど水路が入っておりまして、水路沿いを行きながら確認していったというやり方で実施しています。水路沿いをずっと行って確認して戻ってきて農道沿いを回りながら確認していったということでございます。最後に 5 ページ、見ていただきたいんですが、調査結果となっております。こちら、現状写真なんですけど、今回調査したものの一部抜粋となっております、上の写真が原野として確認したもの、下の写真が山林として確認したものの状況となっております。調査した日が 4 月 22 日ということで、雪解け後ということもありまして、萱とか柴などが雪で押しつぶされており、写真上はすっきりしたような感じに見えますが、実際は萱や柴で寝ているような状態で、荒廃農地であることは間違いのないという状況でありました。今回調査した場所につきましては、畑だったということもありまして、その後耕作されなくなったために原野化、山林化したものと思われます。今回、調査対象ではありませんが、一部、A 分類に判断されたものも今回確認した箇所に隣接する部分もございます、これにつきましては、今後の状況によっては、いずれ B 分類又はその後非農地判断するという可能性もあるかと思われます。以上が現地調査した結果となりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 ちなみに、この非農地判断、南会津町は本当によくやってる。他の市町村はやっていないです。南会津町が先進的にやっているなと思います。いいことだと思いますのでどんどんやってほしいと思います。 以上で、議案第7号の審議を終了いたします。
議 長	総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。 次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 業務日程について説明)
議 長	はい、業務日程について何かございませんか。
議 長	その他に入ります。 その他で皆さんから何かありましたら、お願いします。
事務局	(事務局長 新型コロナワクチン接種の話) (新型コロナワクチン接種等の話題)
議 長	皆さんの方から何かございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 職務代理から閉会のことばをお願いします。
職務代理	はい、それでは慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、第5回南会津町農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後2時47分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

10 番

1 番